

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 54 号

技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能職員等の給与に関する規則（昭和 32 年岩手県規則第 51 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前条及び前項に規定するほか、職員の職務の級の決定及び初任給、昇格、昇給等については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例による。ただし、<u>昇格時における号給の基準表は別表第 5 のとおりとし、条例第 6 条第 9 項に規定する年齢は57歳とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(諸手当)</p> <p>第 6 条 職員に支給する扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当（条例第30条の3の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当については、一般職員の例による。この場合において、条例第38条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>4級</u>以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）別表第5の2に掲げる職員」と、「職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「同表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合」とする。</p> <p>第 7 条の 8 特殊自動車運転作業手当は、地方振興局土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は</p>	<p>(初任給、昇格、昇給等)</p> <p>第 5 条 [略]</p> <p>2 前条及び前項に規定するほか、職員の職務の級の決定及び初任給、昇格、昇給等については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける職員（以下「一般職員」という。）の例による。ただし、<u>職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第 5 に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とし、条例第 6 条第 7 項に規定する年齢は、57歳とする。</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(諸手当)</p> <p>第 6 条 職員に支給する扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当（条例第30条の3の規定による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当については、一般職員の例による。この場合において、条例第38条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が<u>3級</u>以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「技能職員等の給与に関する規則（昭和32年岩手県規則第51号）別表第5の2に掲げる職員」と、「職制上の段階、職務の級等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「同表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める割合」とする。</p> <p>第 7 条の 8 特殊自動車運転作業手当は、<u>広域振興局</u>若しくは広域振興局総合支局の土木部、地方振興局</p>

農業大学校に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。

(1)～(4) [略]

2～6 [略]

第7条の9 社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、有害物取扱手当、犯則取締等手当、種雄牛馬等取扱手当、高所作業手当、災害応急作業等手当、道路上作業手当、漁ろう手当、用船手当及び航海手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額については、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第9条の14第1項中「環境保健研究センター」とあるのは「環境保健研究センター、農業研究センター」と、「若しくは工事の監督」とあるのは「、工事の監督若しくは飼料の生産」と、職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）第11条の17第4項第1号の表中「行政職給料表2級以下の級」とあるのは「技能職員等給料表各級」と、同規則第24条第1項第1号中「、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主任航海士、主任機関士及び主任通信士」とあるのは「及び機関長」と、同項第2号中「航海士、機関士及び通信士」とあるのは「甲板長、操機長及び司厨長」とする。

土木部若しくは土木事務所、農業研究センター又は農業大学校に勤務する職員が、次に掲げる作業に従事したときに、支給する。

(1)～(4) [略]

2～6 [略]

第7条の9 社会福祉施設等勤務手当、精神保健福祉業務手当、有害物取扱手当、犯則取締等手当、種雄牛馬等取扱手当、高所作業手当、災害応急作業等手当、道路上作業手当、漁ろう手当、用船手当及び航海手当の支給を受ける者の範囲及び手当の額については、一般職員の例による。この場合において、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年岩手県条例第52号）第9条の14第1項中「環境保健研究センター」とあるのは「環境保健研究センター、農業研究センター」と、「若しくは工事の監督」とあるのは「、工事の監督若しくは飼料の生産」と、職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和31年岩手県人事委員会規則第65号）第11条の17第4項第1号の表中「行政職給料表1級」とあるのは「技能職員等給料表各級」と、同規則第24条第1項第1号中「、上席航海士、上席機関士、上席通信士、機関長、通信長、主任航海士、主任機関士及び主任通信士」とあるのは「及び機関長」と、「職務の級2級以上である者及び職務の級1級の25号給以上である者」とあるのは「職務の級2級以上である者」と、同項第2号中「航海士、機関士及び通信士」とあるのは「甲板長、操機長及び司厨長」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1を次のように改める。

別表第1 技能職等給料表（第4条関係）

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	120,200	171,200	194,800	247,700	279,700	320,900
	2	121,100	172,700	196,200	249,100	281,600	323,000
	3	122,000	174,200	197,600	250,500	283,500	325,100
	4	122,900	175,700	199,000	251,900	285,400	327,200
	5	123,900	177,100	200,500	253,100	287,300	329,100
	6	124,900	178,600	202,000	254,400	289,200	331,200
	7	125,900	180,100	203,500	255,700	291,100	333,300
	8	126,900	181,600	205,000	257,000	293,000	335,400
	9	127,700	183,100	206,500	258,100	294,700	337,300
	10	128,700	184,400	208,100	259,400	296,500	339,300
	11	129,700	185,700	209,700	260,700	298,300	341,300
	12	130,700	187,000	211,300	262,000	300,100	343,300
	13	131,500	188,400	212,700	263,100	301,700	345,200
	14	132,500	189,600	214,400	264,300	303,400	347,100
	15	133,500	190,800	216,100	265,500	305,100	349,000
	16	134,500	192,000	217,800	266,700	306,800	350,900
再任用職員以外の職員	17	135,600	193,300	219,300	267,900	308,400	352,800
	18	136,800	194,600	220,500	269,100	310,100	354,400
	19	138,000	195,900	221,700	270,300	311,800	356,000
	20	139,200	197,200	222,900	271,500	313,500	357,600
	21	140,300	198,300	224,200	272,500	315,000	359,300
	22	141,500	199,600	225,800	273,600	316,500	360,500
	23	142,700	200,900	227,400	274,700	318,000	361,700
	24	143,900	202,200	229,000	275,800	319,500	362,900
	25	145,100	203,600	230,700	276,900	321,100	363,900
	26	146,600	204,900	232,200	278,000	322,600	365,000
	27	148,100	206,200	233,700	279,100	324,100	366,100
	28	149,600	207,500	235,200	280,200	325,600	367,200
	29	151,000	208,800	236,600	281,300	327,200	368,100
	30	152,500	210,100	238,000	282,400	328,500	368,800
	31	154,000	211,400	239,400	283,500	329,800	369,500
	32	155,500	212,700	240,800	284,600	331,100	370,200
	33	157,000	213,800	242,100	285,500	332,400	370,800
	34	158,800	215,200	243,500	286,600	333,700	371,500
	35	160,600	216,600	244,900	287,700	335,000	372,200
	36	162,400	218,000	246,300	288,800	336,300	372,900

37	164,200	219,200	247,600	289,700	337,600	373,400
38	165,900	220,500	249,000	290,700	338,900	374,100
39	167,600	221,800	250,400	291,700	340,200	374,800
40	169,300	223,100	251,800	292,700	341,500	375,500
41	170,900	224,200	253,000	293,600	342,700	376,000
42	172,300	225,400	254,300	294,600	343,900	376,700
43	173,700	226,600	255,600	295,600	345,100	377,400
44	175,100	227,800	256,900	296,600	346,300	378,100
45	176,600	229,000	258,000	297,400	347,400	378,600
46	178,000	230,200	259,200	298,300	348,500	379,300
47	179,400	231,400	260,400	299,200	349,600	380,000
48	180,800	232,600	261,600	300,100	350,700	380,700
49	182,100	233,800	262,900	301,000	351,900	381,200
50	183,300	235,000	264,100	301,900	352,900	381,800
51	184,500	236,200	265,300	302,800	353,900	382,400
52	185,700	237,400	266,500	303,700	354,900	383,000
53	186,800	238,600	267,600	304,500	355,900	383,700
54	187,900	239,600	268,800	305,300	356,800	384,300
55	189,000	240,600	270,000	306,100	357,700	384,900
56	190,100	241,600	271,200	306,900	358,600	385,500
57	191,200	242,700	272,200	307,700	359,500	386,200
58	192,300	243,700	273,300	308,500	360,400	386,800
59	193,400	244,700	274,400	309,300	361,300	387,400
60	194,500	245,700	275,500	310,100	362,200	388,000
61	195,600	246,700	276,600	310,700	363,100	388,700
62	196,600	247,600	277,700	311,400	364,000	389,300
63	197,600	248,500	278,800	312,100	364,900	389,900
64	198,600	249,400	279,900	312,800	365,800	390,500
65	199,400	250,400	281,000	313,500	366,500	391,200
66	200,300	251,200	281,900	314,100	367,100	
67	201,200	252,000	282,800	314,700	367,700	
68	202,100	252,800	283,700	315,300	368,300	
69	203,000	253,600	284,600	316,000	368,800	
70	203,700	254,200	285,400	316,500		
71	204,400	254,800	286,200	317,000		
72	205,100	255,400	287,000	317,500		
73	205,900	255,900	287,900	317,800		
74	206,700	256,400	288,700	318,300		
75	207,500	256,900	289,500	318,800		
76	208,300	257,400	290,300	319,300		

77	208,900	258,000	291,100	319,600
78	209,600	258,500	291,700	320,000
79	210,300	259,000	292,300	320,400
80	211,000	259,500	292,900	320,800
81	211,700	259,900	293,400	321,300
82	212,400	260,200	294,000	321,700
83	213,100	260,500	294,600	322,100
84	213,800	260,800	295,200	322,500
85	214,500	261,200	295,700	322,900
86	215,200	261,600	296,300	323,300
87	215,900	262,000	296,900	323,700
88	216,600	262,400	297,500	324,100
89	217,200	262,600	297,900	324,400
90	217,800	263,000	298,400	324,800
91	218,400	263,400	298,900	325,200
92	219,000	263,800	299,400	325,600
93	219,500	264,200	299,900	325,900
94	220,000	264,600	300,400	326,300
95	220,500	265,000	300,900	326,700
96	221,000	265,400	301,400	327,100
97	221,600	265,600	301,800	327,400
98	222,100	265,900	302,300	327,800
99	222,600	266,200	302,800	328,200
100	223,100	266,500	303,300	328,600
101	223,700	266,900	303,700	328,900
102	224,300	267,200	304,100	
103	224,900	267,500	304,500	
104	225,500	267,800	304,900	
105	225,900	268,100	305,300	
106	226,400	268,400	305,700	
107	226,900	268,700	306,100	
108	227,400	269,000	306,500	
109	227,800	269,300	306,900	
110	228,300	269,600	307,300	
111	228,800	269,900	307,700	
112	229,300	270,200	308,100	
113	229,800	270,500	308,400	
114	230,300	270,800	308,800	
115	230,800	271,100	309,200	
116	231,300	271,400	309,600	
117	231,700	271,700	309,900	

	118	232,100	272,000	310,300			
	119	232,500	272,300	310,700			
	120	232,900	272,600	311,100			
	121	233,300	272,800	311,400			
	122		273,100	311,800			
	123		273,400	312,200			
	124		273,700	312,600			
	125		273,800	312,800			
	126		274,100	313,200			
	127		274,400	313,600			
	128		274,700	314,000			
	129		274,800	314,200			
	130		275,100	314,600			
	131		275,400	315,000			
	132		275,700	315,400			
	133		275,800	315,600			
	134		276,100				
	135		276,400				
	136		276,700				
	137		276,800				
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700	320,900

改正前	
別表第2 級別標準職務表（第4条関係）	
職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	[略]
3級	1 相当高度の技能又は経験を必要とする 運転技士の職務
	2 相当高度の技能又は経験を必要とする ボイラー技士又は技能員の職務
	3 相当高度の技能又は経験を必要とする 電話交換手の職務
	4 相当高度の技能又は経験を必要とする 甲板員又は操機手の職務
	5 困難な業務を行う守衛の職務
	6 高度の経験を必要とする作業を行う労 務職員の職務
	7 高度の経験を必要とする業務を行う事 務員の職務
4級	[略]
5級	[略]
6級	[略]
7級	[略]

別表第3 級別資格基準表（第4条関係）						
職 種	学 歴 免 許 等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	5級
技能職 員	高校 卒	<u>0</u>	<u>6</u>	[略]	[略]	別に定め る。
	中学 卒	<u>0</u>	<u>9</u>			別に定め る。
労務職 員 (甲)	中学 卒	<u>0</u>				別に定め る。
	中学 卒	<u>0</u>	[略]			
労務職 員 (乙)	中学 卒	<u>0</u>	[略]			
労務職 員 (丙)	中学 卒	<u>0</u>				

備考 [略]

改正後	
別表第2 級別標準職務表（第4条関係）	
職務の級	標準的な職務
[略]	
2級	[略]
3級	[略]
4級	[略]
5級	[略]
6級	[略]

別表第3 級別資格基準表（第4条関係）						
職 種	学 歴 免 許 等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
技能職 員	高校卒	<u>0</u>	<u>6</u>	[略]	[略]	
	中学卒	<u>0</u>	<u>9</u>			
労務職 員 (甲)	中学卒	<u>0</u>				
	中学卒	<u>0</u>	[略]			
労務職 員 (乙)	中学卒	<u>0</u>	[略]			
労務職 員 (丙)	中学卒	<u>0</u>				

備考 [略]

別表第4 初任給基準表（第5条関係）

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級6号給
	中学卒	1級4号給
労務職員 (甲)		1級6号給から1級14号給まで
労務職員 (乙)		1級2号給から1級9号給まで
労務職員 (丙)		

備考1 [略]

2 職種欄の「労務職員（甲）」、「労務職員（乙）」又は「労務職員（丙）」の区分の適用を受ける職員に対する初任給の決定については、この表の初任給欄の号給の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、同欄の号給として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員 (甲)	11年以上	1級15号給から1級20号給まで
	20年未満	
	20年以上	1級21号給及び1級22号給
労務職員 (乙)	8年以上	1級10号給から1級13号給まで
	14年未満	
労務職員 (丙)	14年以上	1級14号給から1級16号給まで

注 [略]

3 職種欄の「労務職員（乙）」又は「労務職員（丙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号給が「1級2号給から1級10号給まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に

別表第4 初任給基準表（第5条関係）

職種	学歴免許等	初任給
技能職員	高校卒	1級17号給
	中学卒	1級9号給
労務職員 (甲)		1級17号給から1級49号給まで
労務職員 (乙)		1級1号給から1級29号給まで
労務職員 (丙)		

備考1 [略]

2 職種欄の「労務職員（甲）」、「労務職員（乙）」又は「労務職員（丙）」の区分の適用を受ける職員に対する初任給の決定については、この表の初任給欄の号給の範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、同欄の号給として定められているものとして取り扱うものとする。この場合において、次の表の経験年数欄に掲げる経験年数を有する職員（次項に規定する職員を除く。）については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員 (甲)	11年以上	1級53号給から1級73号給まで
	20年未満	
	20年以上	1級77号給から1級81号給まで
労務職員 (乙)	8年以上	1級33号給から1級45号給まで
	14年未満	
労務職員 (丙)	14年以上	1級49号給から1級57号給まで

注 [略]

3 職種欄の「労務職員（乙）」又は「労務職員（丙）」の区分の適用を受ける職員のうち、採用困難な職務に従事する職員については、この表の初任給欄の号給が「1級1号給から1級33号給まで」と定められているものとして取り扱うものとする。ただし、次の表の経験年数欄に

掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員	9年以上	1級11号給から1級16号給
	18年未満	まで
(乙) 労務職員	18年以上	1級17号給から1級19号給
(丙)		まで

注 [略]

4 第2条第1号ウ又はエに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する初任給の決定については、1級6号給から1級9号給までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、この表の初任給欄の号給として定められているものとして取り扱うことができる。

5 [略]

6 第2条第1号に掲げる者の学歴免許取得後の経験年数又は第2条第2号から第4号までに掲げる者の経験年数に応じて号数を加算する場合においては、当該経験年数のうち5年までの経験年数については当該経験年数の月数を12月で除した数を、5年を超え10年までの経験年数については当該経験年数の月数を15月で除した数を、10年を超える経験年数については当該経験年数の月数を18月で除した数をこの表の初任給欄の号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

7 第2条第1号に掲げる者の初任給を決定する

掲げる経験年数を有する職員については、その者の有する経験年数に応じ、この表の初任給欄の号給をそれぞれ次の表に定める号給に読み替えることができる。

職種	経験年数	初任給
労務職員	9年以上	1級37号給から1級57号給
	18年未満	まで
(乙) 労務職員	18年以上	1級61号給から1級69号給
(丙)		まで

注 [略]

4 第2条第1号ウ又はエに掲げる者のうち、新たに職員となった者でその職務の級を1級に決定された「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する初任給の決定については、1級17号給から1級29号給までの範囲内で部内の他の職員との均衡を考慮して定める号給が、この表の初任給欄の号給として定められているものとして取り扱うことができる。

5 [略]

6 第2条第1号に掲げる者の学歴免許取得後の経験年数又は第2条第2号から第4号までに掲げる者の経験年数に応じて号数を加算する場合においては、当該経験年数の月数を12月（その者の経験年数のうち、5年を超え10年までの経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して相当と認める年数を除く。）の月数については15月、10年を超える経験年数（職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間のある職員の経験年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して相当と認める年数を除く。）の月数については18月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4を乗じて得た数をこの表の初任給欄の号給の号数に加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

際その者の学歴免許取得後の経験年数に応じ
て号数を加算する場合には、同号アに掲げる者
にあつては、その者の職務の級が1級である
ときは1級13号給まで、2級であるときは2級6
号給まで、同号イからオまでに掲げる者にあつ
ては、その者の職務の級が1級であるときは1
級19号給まで、2級であるときは2級12号給ま
での範囲内の号給とすることができる。

8 [略]

7 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第5を次のように改める。

別表第5 昇格時号給対応表（第5条関係）

昇格した日の前日に 受けていた号給	昇格後の号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	1	2	1	1	1
11	1	3	1	1	1
12	1	4	1	1	1
13	1	5	1	1	1
14	1	6	1	1	1
15	1	7	1	1	1
16	1	8	1	1	1
17	1	9	1	1	1
18	1	10	1	2	2
19	1	11	1	3	3
20	1	12	1	4	4
21	1	13	1	5	5
22	1	14	1	6	6
23	1	15	1	7	7
24	1	16	1	8	8
25	1	17	1	9	9
26	1	18	1	10	10
27	1	19	1	11	11
28	1	20	1	12	12
29	1	21	1	13	13
30	1	22	2	13	14
31	1	23	3	14	15
32	1	24	4	14	16
33	1	25	5	15	17
34	1	26	6	15	17
35	1	27	7	16	18
36	1	28	8	16	18
37	1	29	9	17	19
38	2	30	10	17	19
39	3	31	11	18	20
40	4	32	12	18	20
41	5	33	13	19	21
42	6	33	14	19	22
43	7	34	15	20	23
44	8	34	16	20	24
45	9	35	17	21	25
46	10	35	18	22	26
47	11	36	19	23	27
48	12	36	20	24	28
49	13	37	21	25	29
50	14	38	22	25	30
51	15	39	23	26	31
52	16	40	24	26	32
53	17	41	25	27	33
54	18	42	26	27	34
55	19	43	27	28	35
56	20	44	28	28	36

57	21	45	29	29	37
58	22	46	30	29	38
59	23	47	31	30	39
60	24	48	32	30	40
61	25	49	33	31	41
62	26	49	34	31	42
63	27	50	35	32	43
64	28	50	36	32	44
65	29	51	37	33	45
66	30	51	38	33	46
67	31	52	39	33	47
68	32	52	40	34	48
69	33	53	41	34	49
70	34	53	42	34	
71	35	54	43	35	
72	36	54	44	35	
73	37	55	45	35	
74	38	55	46	36	
75	39	56	47	36	
76	40	56	48	36	
77	41	57	49	37	
78	41	57	50	37	
79	42	58	51	37	
80	42	58	52	37	
81	43	59	53	38	
82	43	59	54	38	
83	44	60	55	38	
84	44	60	56	38	
85	45	61	57	39	
86	45	61	58	39	
87	46	61	59	39	
88	46	62	60	39	
89	47	62	61	40	
90	47	62	61	40	
91	48	63	62	40	
92	48	63	62	40	
93	49	63	63	41	
94	49	64	63	41	
95	50	64	64	41	
96	50	64	64	42	
97	51	65	65	42	
98	51	65	65	42	
99	52	65	66	43	
100	52	65	66	43	
101	53	66	67	43	
102	53	66	67		
103	53	66	68		
104	54	66	68		
105	54	67	69		
106	54	67	70		
107	55	67	71		
108	55	67	72		
109	55	68	73		
110	56	68	73		
111	56	68	74		
112	56	68	74		
113	57	69	75		
114	57	69	75		

115	58	69	76		
116	58	69	76		
117	59	70	77		
118	59	70	78		
119	60	70	79		
120	60	70	80		
121	61	71	81		
122		71	82		
123		71	83		
124		71	84		
125		72	85		
126		72	85		
127		72	86		
128		72	86		
129		73	87		
130		73	87		
131		73	88		
132		74	88		
133		74	89		
134		74			
135		75			
136		75			
137		75			

改正前		改正後	
別表第5の2（第6条関係）		別表第5の2（第6条関係）	
職 員	割 合	職 員	割 合
1 <u>7級</u> に属する職員	[略]	1 <u>6級</u> に属する職員	[略]
2 <u>6級</u> に属する職員のうち次に掲げるもの (1)・(2) [略] (3) <u>6級</u> における在級年数が2年以上であり、かつ、年齢が58歳以上である職員	[略]	2 <u>5級</u> に属する職員のうち次に掲げるもの (1)・(2) [略] (3) <u>5級</u> における在級年数が2年以上であり、かつ、年齢が58歳以上である職員	[略]
<u>6級</u> に属する職員（上欄に掲げる職員を除く。）	[略]	<u>5級</u> に属する職員（上欄に掲げる職員を除く。）	[略]
<u>5級</u> に属する職員	[略]	<u>4級</u> に属する職員	[略]
<u>4級</u> に属する職員（ <u>5号給</u> 以上の職員に限る。）	[略]	<u>3級</u> に属する職員（ <u>21号給</u> 以上の職員に限る。）	[略]
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

（職務の級の切替え）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3 施行日の前日において技能職員等の給与に関する規則別表第1の給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（最高号給を超える給料月額切替え）

4 施行日の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 施行日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が旧級に応じた附則別表第3の旧給料月額欄に掲げられている職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間に応じて附則別表第3に定める号給

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

（給料の切替え等に伴う経過措置）

5 前2項に定めるもののほか、給料の切替え等については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員の例による。

（技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

6 技能職員等の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成 12 年岩手県規則第 248 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>平成13年4月1日（以下「基準日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、基準日の前日における年齢が次の表の左欄に掲げる年齢の区分に該当する職員については、この規則による改正後の第5条第2項ただし書中「57歳」とあるのは、当該年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める年齢とする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">年齢の区分</th> <th style="text-align: center;">年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">59歳</td> <td style="text-align: center;">60歳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">55歳から58歳まで</td> <td style="text-align: center;">59歳</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">51歳から54歳まで</td> <td style="text-align: center;">58歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 <u>基準日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情等を考慮して前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、同項の規定を準用する。</u></p>	年齢の区分	年 齢	59歳	60歳	55歳から58歳まで	59歳	51歳から54歳まで	58歳	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規則は、平成13年4月1日から施行する。</p>
年齢の区分	年 齢								
59歳	60歳								
55歳から58歳まで	59歳								
51歳から54歳まで	58歳								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附則別表第1 職務の級の切替表（附則第2項関係）

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	
5 級	4 級
6 級	5 級
7 級	6 級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3項関係）

旧号給	経過期間	旧 級						
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3月未満		1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4	1	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1	1
6	3月未満	17	17	13	25	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6	2	2
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7	3	3
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8	4	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5	5
7	3月未満	21	21	17	29	9	5	5
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10	6	6
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11	7	7
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21	21

11	3月未滿	37	37	33	45	25	21	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35	35
	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61	61

21	3月未滿	77	77	69	85	65	61	
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62	
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63	
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64	
	12月以上	81	81	73	89	69	65	
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65	
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66	
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67	
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68	
	12月以上	85	85	75	93	73	69	
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69	
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69	
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69	
	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69	
	12月以上	89	89	77	97	77	69	
24	3月未滿	89	89	77	97	77		
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78		
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79		
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80		
	12月以上	93	93	79	101	81		
25	3月未滿	93	93	79	101	81		
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82		
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83		
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84		
	12月以上	97	97	81	105	85		
26	3月未滿	97	97	81	105	85		
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86		
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87		
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88		
	12月以上	101	101	85	109	89		
27	3月未滿	101	101	85	109	89		
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90		
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91		
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92		
	12月以上	105	105	87	113	93		
28	3月未滿	105	105	87	113			
	3月以上6月未滿	106	106	87	114			
	6月以上9月未滿	107	107	88	115			
	9月以上12月未滿	108	108	88	116			
	12月以上	109	109	89	117			
29	3月未滿	109	109	89	117			
	3月以上6月未滿	110	110	90	118			
	6月以上9月未滿	111	111	91	119			
	9月以上12月未滿	112	112	92	120			
	12月以上	113	113	93	121			
30	3月未滿	113	113	93	121			
	3月以上6月未滿	114	114	93	122			
	6月以上9月未滿	115	115	94	123			
	9月以上12月未滿	116	116	94	124			
	12月以上	117	117	95	125			

31	3月未満	117	117	95	125			
	3月以上6月未満	118	118	95	126			
	6月以上9月未満	119	119	96	127			
	9月以上12月未満	120	120	96	128			
	12月以上	121	121	97	129			
32	3月未満	121	121					
	3月以上6月未満	121	122					
	6月以上9月未満	121	123					
	9月以上12月未満	121	124					
	12月以上	121	125					
33	3月未満		125					
	3月以上6月未満		126					
	6月以上9月未満		127					
	9月以上12月未満		128					
	12月以上		129					

附則別表第3 最高号給を超える給料月額の切替表（附則第4項関係）

旧 級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧給料月額 円					
2 級	278,600	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3 級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4 級	326,100	129	130	131	132	133
5 級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101
7 級	418,700	61	62	63	64	65